

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年1月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

鳥羽 汚砂洗浄設備運転管理委託

(2) 委託の内容等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成31年4月30日まで

ただし、運転管理委託期間は、平成28年5月1日から平成31年4月30日まで。

(4) 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で、かつ平成27年9月4日付け京都市上下水道局告示第37号に定める平成28年度から平成31年度までの資格の申請を行っていること（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成27年11月6日付け京都市上下水道局告示第48号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間に、

京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の規

定により定められた下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(4) 平成12年度以降に水処理施設能力が5万立方メートル/日以上の水処理施設、その水処理施設に対応する汚泥処理施設又は処理能力が3立方メートル/時以上の汚砂洗浄施設に係る運転管理業務に関する履行済みの契約実績(元請(共同施行の場合は、代表者に限る。)によるものに限る。)があり、かつ、当該業務を確実に履行できる体制が整っていること。

(5) 仕様書の定めるところにより、本件委託の履行に必要な資格基準を満たす基準人員数以上の技術者を専任で配置することができること。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については次のとおり交付

する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成28年1月21日(木)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等様式については、(1)のホームページにも掲載する。又、仕様書は電子入札システムからもダウンロード可能である。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもので又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課(以下「用度課」とい

う。)に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。)

なお、郵便利用者は平成28年2月19日(金)午後5時までに、書留郵便を到着させること、又は3(1)の場所へ持参すること。

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

2(3)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成28年1月21日(木)午後5時まで

イ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は書留郵便とし、平成28年1月21日(木)午後5時までに3(1)の場所に必着することが条件となる。

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成28年1月28日(木)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成28年2月4日(木)までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成28年2月10日(水)までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(7) 入札説明書に対する質問及び回答期限

ア 入札説明書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者(以下「受任者」という。)がある場合には受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載、押印した書面を平成28年2月4日(木)までに、3(1)の場所へ提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

イ 管理者は、(7)アによる質問を受けたときは、平成28年2月10日(水)までに質問に対する回答書を、3(1)の場所並びにウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書に対する質問は受け付けない。

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成28年2月17日(水)、18日(木)及び19日(金)の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成28年2月22日(月)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メ

ールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

6 入札方法

(1) 入札書に記入する金額は、本件業務委託に要する費用の総価とし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の前に予定価格を公表するが、入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

(3) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

10 登録業者の資格が認められなかった場合の契約不締結等

落札者が登録業者の場合、平成28年度の京都市一般競争入札有資格者名簿に登載されなかった（登録の申請が認められなかった）場合は、契約の締結を行わない。この場合において、本件調達のために行った準備行為に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を当局に請求することはできない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、京都市上下水道局（以下「当局」という。）は、翌年度以降において当該委託料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。
- (4) (3)の規程により、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は、入札説明書等による。
- (8) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be required:
The operation management business entrusting of the processing
Facilities in Toba purification
- (2) Time-limit for the submission of application form and relevant
documents for the qualification :21 January, 2016
- (3) Time-limit of tenders : 5:00p.m. 19 February, 2016
- (4) Contact point for notice :
Supplies Section , General Affairs Division, Waterworks Bureau, City
of Kyoto
12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minamiku, Kyoto 601-8004 Japan
Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)